

たいない し
胎内市地域おこし協力隊員募集要項【ワイン振興】

1 募集背景

新潟県胎内市は新潟県の北東部に位置する人口約 2 万 7,000 人の市で「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」を市の基本理念に掲げ、山・川・海の豊かな自然を活かしながら、未来への希望が持てる持続可能なまちづくりを進めています。

また、胎内市の特徴の一つとして、山間部には、スキー場、リゾートホテル、ワイナリーなども立地する観光地でもあり、胎内市産のブドウで醸造される胎内高原ワインは、日本ワインコンクールで金賞を受賞したこともあり、地域の特産品の一つになっています。

こうした受賞歴もあり、全国のワイン通から愛される胎内高原ワインですが、今直面している課題があります。それは、「ブドウの生産」「ワイン醸造」に精通する後継者の育成です。ワインづくりにおいて、胎内高原ワインのブランドをしっかりと理解していただいた上で、次の 10 年、20 年のためにバトンをつないでくれる人材を育てなくてはならない時期に来ており、その人材を求めて地域おこし協力隊員を募集することとしました。

2 勤務内容

- (1) ワイン用ブドウの栽培、ワイン醸造のサポート
- (2) 胎内高原ワインに関する情報発信
- (3) 地域資源を活かした農林水産業・観光業の振興
- (4) その他市長が必要と認める業務

3 募集人員

1 名

4 募集対象者

次の (1) から (6) までの全てを満たす者

- (1) 居住地 次の①及び②の全てを満たす者

① 現在の住所地が、条件不利地域（※5 ページ参照）に該当しない方で、生活の拠点及び住民票を胎内市に移すことができる方。

② 現在の住所地が「3 大都市圏外都市地域」又は「3 大都市圏外一部条件不利地域」に該当している場合は、生活の拠点及び住民票を胎内市の条件不利地域に移すことができる方。

※ お住まいの地域が要件に該当するか否かは次の URL でご確認くださいほか、担当までお問い合わせください。https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

- (2) 年齢

昭和 55 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた方

(3) 勤務の開始時期

令和 7 年 7 月 31 日までの間に(1)に記載した生活の拠点の移動を行い、勤務を開始できる方

(4) 心身が健康で、かつ、地域活性化に意欲と情熱を持っている方

(5) 普通自動車運転免許（A T 限定を含む。）を有する方

(6) ワード、エクセル等の基本的なパソコン操作ができる方

5 求める人物像

(1) ワイン用ブドウの栽培からワイン醸造までのワインづくりについて、学ぶ意欲を持っている方

(2) 地域・勤務先などの関係者と円滑なコミュニケーションが取れる方

(3) 向上心をもって新たな取組に挑戦し、課題を乗り越えていく意欲のある方

6 任用形態及び期間

(1) 任用形態

契約社員（新潟フルーツパーク株式会社との有期雇用契約）

(2) 任用期間

委嘱の日から一会計年度を超えない範囲で 12 か月以内とする。ただし、任用期間の満了後に再度任用することがある。（最長 3 年）

7 報酬

1 時間当たり 1,700 円

期末勤勉手当 年 2 回（6 月・12 月）任用期間及び成績率に応じて支給

8 勤務日及び勤務時間等

(1) 勤務日数

週 4 日間（火曜日～金曜日）

(2) 勤務時間

原則午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分（1 日 7 時間 30 分勤務 昼休憩 1 時間）

ただし、業務内容により時間外及び休日に勤務を要する場合がある。

(3) 休日

休日は以下のとおりとする。ただし、必要に応じ、勤務日と休日を振り替える場合がある。

① 週休日：日曜日、月曜日、土曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間

(4) 休暇

年次有給休暇（初年度 7 日付与）、特別有給休暇、特別無給休暇を付与する。

9 勤務地

胎内市内

10 待遇及び福利厚生

- (1) 業務に支障が無い場合は兼業を認める。
- (2) 業務に使用する社用車を用意する。業務に私用車を使用した場合は、1 k mにつき20 円支給する。(1 k m未満の端数切捨て)
- (3) 業務に使用するパソコンを貸与する。
- (4) 1 月当たり 48,000 円を上限とした家賃補助あり（共益費及び駐車場料金を含む）
- (5) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入する。
- (6) 労働災害等の補償あり。

11 応募手続

(1) 応募受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 5 月 9 日（金）必着
郵送で受付を行う。また、提出された書類は返却しない。

(2) 提出書類

① 履歴書

市が指定した様式を使用すること。記載に当たっては、パソコン等で入力し出力したものも可とする。

様式については市ホームページ「地域おこし協力隊員の募集について」（URL：<https://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/sogoseisasu/tiikiokoshi/kyouryokutai.html>）からダウンロードするか、担当まで郵送を依頼し入手すること。

② 作文

「地域おこし協力隊として活かしたい私の能力」をテーマに 800 字程度で記載すること（A 4 で書式自由、パソコン等で出力したものも可とする。）。

(3) 提出先

〒959-2693 新潟県胎内市新和町 2 番 10 号
胎内市役所 総合政策課

12 選考

(1) 第 1 次選考

提出された履歴書及び作文を用いて書類選考を実施する。選考結果については応募者全員に令和 7 年 5 月中旬頃に文書にて通知する。

(2) 第 2 次選考（最終選考）

第 1 次選考合格者を対象に、令和 7 年 5 月中旬以降に第 2 次選考（面接試験）を行う。日時及び会場等の詳細については、第 1 次選考結果通知時に通知する。
選考結果については、令和 7 年 5 月末頃に 2 次選考受験者全員に文書にて通知する。

13 問合せ先

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所 総合政策課 行革協働係

担当 時田（ときた）

T E L : 0254-43-6111（内 1359） F A X : 0254-43-2868

E-MAIL : gyoukaku@city.tainai.lg.jp

※「条件不利地域」…次の①から⑦のいずれかに該当する市町村。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)

- ・第 2 条第 2 項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ・法施行令附則第 3 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村
- ・法施行令附則第 4 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域の全部又は一部とする市町村

②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）

- ・第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）

- ・第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）

- ・第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）

- ・第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村